

令和4年度募集(雇入費) 事務取扱(Q&A)

令和4年6月1日更新

番号	区分	項目	事務取扱	支給要綱
1	I 定義	被災求職者	期間の定めのない雇用の方が求職活動をし、前職の雇用期間終了前に新たな雇用が決まった場合は、原則として「転職」(在職者の雇用)とみなされ、対象となりません。有期雇用で、前職の雇用期間満了に備え求職活動をし、満了後に新たな雇用開始する場合は、被災休職者にあたります。(ハローワークでの求職活動をもって、失業状態とみなすわけではありません。)	3条(1)
2		(代表者の家族)	対象事業所の代表者の家族を当該事業所の労働者として雇用した場合、被災求職者の条件に該当し、役員ではなく労働条件等が他の労働者と同様であれば、受給対象労働者となり、申請対象となります。	4条の2
3		事業所	複数の事業所が産業政策制度で対象事業所に該当する場合、雇用保険適用事業所番号が一つであっても、原則としてそれぞれの事業所で個別に申請をしてください。事業所の所在地が違えば、原則として別事業所として扱うことになります。(例外として、規模が著しく小さく、一つの事業所としての独立性が無いものは、上位事業所と一括した事業所とみなす場合があります。)	3条(3)
4		(被災15市町村とそれ以外の市町村)	平成29年度に原子力災害の影響により雇用の復興に遅れが生じている福島県被災15市町村においては、引き続き従前と同様の支援を行うこととし、それ以外の地域にあっては、一般に労働市場における競争力が大企業に比べ不利な状況にある中小企業に限定して支援することとする制度改正が行われました。	4条
5		(被災15市町村以外の支給総額)	被災15市町村以外に所在する事業所については、被災15市町村内に就業場所がある対象労働者についても、支給総額120万円となります(目安額の判断は事業所の所在地で行うこととしているため。)	7条
6		再雇用	1年未満の有期雇用で雇入れ、その後期間の定めのない雇用又は更新可能な1年以上の有期雇用契約に切り替えた場合は、被災求職者等ほかの要件を満たしていれば、原則として、その更新した日から再雇用者としてみなします。 ただし、1年未満の有期雇用が、社の規定や決算等の関係上やむを得ず期間を切らざるを得ないものであり、就業規則や当初雇入れ時の雇用契約書等の書面に「特段の事情がない限り、無期又は1年以上の有期雇用契約に移行する」旨の記載があり、実質1年以上の雇用を見込んでいる場合は、入社当時から新規雇用として取り扱う場合があります。	4条の2
7			「雇用期間が1年以上で更新条項有り」の契約を結んでいた新規雇用労働者と契約更新した場合は、その更新時点から再雇用者として扱うのではなく、当初の雇入日から新規雇用者として扱います。	4条の2
8		(試用期間後の雇用)	一定期間(試用雇用、実習雇用等)の雇用契約後に正規採用とした場合は、 ① 正規採用する前に一定期間の別の雇用契約がある: 正規雇用の雇入日から再雇用労働者の扱い ② 雇用契約書が試用期間を含め一体とみなせる: 当初の雇入日から新規雇用労働者の扱いとします。	
9		(定年後の再雇用)	勤続20年で定年後に平成23年11月21日以降に再雇用した場合等、定年後の再雇用については対象労働者になりません。また、交付決定後の助成金受給期間中に定年退職し、その後に再雇用となる場合は受給対象外となり、助成金支給は終了となります。この場合、定年退職日までが助成金支給対象期間であることにご注意願います。	3条(4)
10		(辞職後の再雇用)	支給決定がなされた労働者が、自己都合で離職しその後再び雇入れた場合の「再雇用」については、支給の対象となりません。(既支給決定者の退職後の補充枠に、同一者になることは認めていません。)	3条(4)
11	II 助成要件	対象事業所	対象事業所について、営利企業のみならず、NPOや公益法人、任意団体も、要件を満たしていれば、対象となります。(対象とならないのは、地方公共団体及び特定地方独立行政法人です。)	4条
12		産業政策	対象事業一覧に「設備資金に限る」との記載がある事業で、交付あるいは融資された資金の用途については、 ① 補助金: 事業計画・申請書等で判断します。 ② 融資: 貸借契約書の資金用途や信用保証協会の保証書の「資金用途」欄で判断します。	4条
13		(採択日の例外)	「ふくしま産業復興企業立地補助金」及び「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」については、交付決定前の場合は指定通知書・採択通知書を採択日とすることが可能です。ただし、後で決定通知書の写しを提出していただきます。なお、補助金の交付決定がされなかった場合は、助成金の取り消し、(支給されている場合は)返還となります。	4条
14		(交付の辞退)	対象事業一覧の補助金等の交付決定を受けた後、交付を辞退した場合、対象事業の補助金等の交付を受けない事業所については、対象事業所とはなりません。	4条
15		(交付決定の取消)	申請時に対象事業としていた事業の交付決定等が取消された場合、申請時の対象事業と一体となった雇用であるという前提で支給決定しているため、別の対象事業に変更することは原則不可です。	4条
16		法人成り(個人事業主が法人を設立し、事業を引き継いで行うこと)	事業所の同一性が認められる場合のみ、助成金の支給対象となります。 同一性の要件は、①廃業・設立の手続きを適切に実施していること、②債権・債務の全てを引き継ぎしていること、③産業政策による設備投資等を引き継いでいることとなります。 通常申請に必要な書類に加え、廃業届、法人設立届、個人の債権・債務の引継ぎを確認できる書類、申立書(債権・債務の引継ぎ書類の提出ができない場合)、設備投資等の引継ぎを確認できる書類(固定資産台帳、車検証等)、その他知事が必要と認める書類の提出が必要となります。	4条

番号	区分	項目	事務取扱	支給要綱
17	Ⅱ助成要件	法人成りに伴う申請(労働者について)	個人事業の廃業に伴い離職した労働者を、法人成りに伴い再び雇い入れた場合、実態として継続的に雇用されていると認められるものは、支給対象労働者に該当しません。	4条
18		法人成りに伴う新規申請(助成対象事業所について)	個人事業主で交付決定を受けた助成対象事業所において、法人成りに伴い事業所を移転した場合、産業政策を引継ぎ、移転前の事業所との同一性が認められるものは継続しますが、移転後の事業所での新規申請はできません。	4条
19		対象労働者 (外国人労働者)	外国人労働者を雇い入れた場合は、就労が認められる在留資格を保有し在留期間の更新が見込める方については、要件を満たせば助成対象となります。(外国人技能実習制度による技能研修生については、実習期間終了後に帰国する前提のため助成対象となりません。)	4条の2
20		(設備投資に関係ない部門)	ひとつの建物内に2つの部門が存在し、対象事業での設備投資が1部門のみの場合は、もうひとつの部門の労働者は対象労働者となりません。	4条の2
21		(再雇用率)	支給対象期間中に新規雇用した労働者が自己都合離職し、再雇用者の割合が8割を上回った場合、補充者を雇い入れること等により、新規雇用した労働者の離職日の翌日から起算して1ヶ月以内に再雇用率8割以下にできれば、再雇用率が8割を上回っていた期間も含め、助成金の支給対象とします。	4条の2(2)
22			『対象労働者全体に占める再雇用者の割合は8割まで』のルールについては、申請ごとに適用します。例えば、新規雇用労働者1名を申請した後に、再雇用者1名を採用した場合、当初新規雇用者1名を申請していても当該再雇用者1名を単独で追加申請することはできません。	4条の2(2)
23		(再雇用者の支給対象期間)	例えば令和4年8月1日から再雇用者Aを雇用し、その後令和4年12月1日から新規雇用者Bを雇用した場合、再雇用Aの支給対象期間は、再雇用率が8割以下になる令和4年12月1日から3年間となります。	4条の2(1)
24	解雇枠労働者	過去に「解雇枠労働者」として支給対象労働者を対象外にした場合は、次年度以降、申請が可能な場合に限り、「解雇枠労働者」を引き継ぎます。 仮に、支給決定後、支給対象労働者が「解雇枠労働者」となり、支給決定取消となった場合でも、「解雇枠労働者」として支給対象労働者を対象外にした場合は、次年度以降(申請が可能な場合に限り)「解雇枠労働者」を引き継ぎます。 その場合、証拠書類として、過去の支給決定通知書や対象労働者一覧の写しを参考書類として求める場合があります。	5条	
25	(派遣労働者)	対象事業所に派遣されている労働者を、その事業所で直接雇用した場合は、原則として対象となりません。但し、有期雇用満了に備えての求職活動の上での採用等、被災求職者であることが確認できる場合は、対象になり得ます。	5条(8)	
26	(出向)	助成対象労働者が出向することになった場合、 ① 県内の事業所への出向で、労働者の賃金を全て出向先が負担するケース以外は助成対象として継続 ② 外の事業所への出向は、費用の負担の有無に関わらず、対象外(勤務実態が県外のため)の扱いとなります。	5条(9)	
27	(「県外転勤」は対象外。「県内転勤」は補充のみ可)	対象労働者が別事業所へ転勤した場合は、転勤先が対象事業所であるかどうかに関わらず、会社都合離職で原則として対象外です。その後の取扱いは、 ① 転勤先が県外: 支給終了で補充不可 ② 転勤先が県内: 補充可(自己都合離職と同じ扱い) となります。		
28	Ⅲ支給額	支給額計算(申請日を基準に報告日設定)	実績報告は、原則として対象労働者全員が起算日以後1年を経過するように、申請日を基準として、報告日を決定します。起算日が異なる労働者がいても、同じ支給決定は、同一の実績報告で1年分の実績を報告していただくこととなります。	7条2
29		補充(雇止め・解雇の場合: 補充不可)	支給対象期間中に自己都合で離職し、引き続き新たに労働者の補充を行った場合、離職した労働者の残りの支給対象期間について助成を継続できます。これに対し、有期雇用で契約が更新されなかった場合や、事業主都合による解雇が行われた場合は、支給終了で、労働者は補充できません。	7条3
30		(期間を空けての補充の支給額計算)	支給対象期間中に自己都合で離職し、その後期間を置いて労働者を補充した場合は、補充までに要した期間の支給額は、総支給額から減額されます。 <例> 離職した労働者に係る年間の支給額から、365日に対する離職労働者の離職日の翌日から補充労働者の雇用開始日の前日までの期間の割合を乗じた額を減額します。	7条4
31		(再雇用枠、新規雇用枠)	再雇用の労働者枠に新規雇用の労働者を補充することは可能ですが、この場合、補充先の労働者と同様の労働条件が前提で、助成金の額は再雇用の区分で算定されます。逆の場合で、再雇用の労働者を新規雇用の労働者枠に補充することはできませんのでご注意ください。	7条2
32		(短時間枠、フルタイム枠)	短時間労働者枠にフルタイム労働者を補充することは、補充先の労働者と同様の労働条件であれば可能です。この場合、助成金の額は短時間労働者の区分で算定されます。逆の場合で、フルタイム労働者枠に短時間労働者を補充することはできません。	7条2
33		事業所の上限額	令和4年度に初めて当該助成金を申請する事業所で、新規雇用フルタイム労働者9名を申請する場合、全員が225万円を上限2,000万円を超過してしまうケース(2,025万円)の調整については、任意に支給申請額を225万円から220万円に変更(220万円×9人=1,980万円)等をするのではなく、1人削除して8人で申請(225万円×8人=1,800万円)するようにしてください。	9条の2